

最近の不正薬物等の密輸動向

関税局調査課

課長補佐 吾住 亨

はじめに

近年、我が国は第三次覚せい剤乱用期にあり、内閣総理大臣を長とする薬物乱用防止対策推進本部において「薬物乱用防止新五か年戦略」が策定され、その早期終息に向けた取り組みがなされている。また、昨年来、長崎市長銃撃事件をはじめとして、けん銃を使った凶悪な事件が多発したことから、内閣官房長官を長とする銃器対策推進本部が立ち上げた、銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチームにおいて「銃器犯罪抑止のための更なる施策について」が策定された。関税局・税関においても、不正薬物やけん銃の国内流入の阻止を最重要課題の一つとして位置づけ、関係機関とも連携しつつ、水際における取締りを強化している。

さらに、これらの不正薬物等に加え、偽ブランド品等の知的財産侵害物品、ワシントン条約により国際取引が規制されている象牙、サル等の絶滅のおそれのある動植物及びその製品の密輸入や盗難自動車、大量破壊兵器等関連物資の

不正輸出等に対しても、積極的な水際取締りを実施している。

こうした関税局・税関の水際取締りに関し、先般、「平成 19 年の税関における密輸事犯の摘発状況等について」を公表したところであり、本稿では、その内容等について紹介する。

1. 不正薬物等の密輸動向

(1) 密輸摘発実績の概要

平成 19 年の税関における主な不正薬物¹の密輸入事犯の摘発件数は 359 件（対前年比 95%）、押収した覚せい剤・大麻等の重量は約 811 キロ（対前年比 215%）を記録したほか、MDMA 等・向精神薬の錠剤型麻薬の押収量は約 132 万 6 千錠（対前年比 935%）と過去最高を記録した。[表 1 参照]

密輸形態について見ると、前年に引き続き、航空機旅客による密輸入事犯が後を絶たず、小

¹ 主な不正薬物とは、覚せい剤、大麻、ヘロイン、コカイン、あへん、MDMA 等の合成麻薬、向精神薬を指す。

表1 主な不正薬物等の密輸摘発実績

種類	年	H15	H16	H17	H18	H19	前年比
	件	76	103	33	82	72	88%
①覚せい剤	kg	327	385	88	140	287	204%
	件	355	314	243	195	168	86%
②大麻	kg	766	888	588	196	491	251%
	件	233	242	178	136	126	93%
大麻草	kg	436	597	385	130	450	346%
	件	122	72	65	59	42	71%
大麻樹脂	kg	330	291	203	66	41	62%
	件	9	3	3	3	4	133%
③ヘロイン	kg	5	0	0	2	1	50%
	件	11	19	5	12	17	142%
④コカイン	kg	0	83	2	7	16	221%
	件	2	6	3	6	6	100%
⑤あへん	kg	4	1	0	27	17	61%
	件	43	54	25	30	64	213%
⑥MDMA等	千錠	368	401	234	115	1,315	1146%
	件	58	63	28	50	28	56%
⑦向精神薬	千錠	16	27	15	27	12	42%
	件	554	562	340	378	359	95%
計 ①～⑤	kg	1,104	1,358	679	377	811	215%
	千錠	385	429	249	142	1,326	935%
⑥⑦							

銃 砲	件	9	4	2	4	6	150%
	丁	12	5	4	15	10	67%
銃砲部品	件	7	1	0	2	3	150%
	点	13	1	0	3	4	133%

表2 主な不正薬物密輸入事犯の密輸入形態別摘発件数

形態	年	H15	H16	H17	H18	H19	前年比
入国旅客等による密輸入		225	231	136	181	169	93%
国際郵便物を利用した密輸入		247	255	151	137	131	96%
商業貨物を利用した密輸入		62	53	41	26	34	131%
うち航空貨物		60	48	36	24	23	96%
うち海上貨物		2	5	5	2	11	550%
船員等による密輸入		20	23	12	34	25	74%
計		554	562	340	378	359	95%

口・分散化の傾向が継続する一方、商業貨物を利用した大口密輸事犯を相次いで摘発した。特に海上貨物を利用した事犯の摘発は過去最高となる11件となったことにより、押収量が大幅に増加した。[表2参照] さらに、密輸手口に

ついては、身体への巻き付けや携帯品への隠匿、飲み込み隠匿などの従来からの手口に加え、着用中のスパッツに MDMA 錠剤を縫いこんで隠匿した手口のほか、親子連れを運び屋にする等、手口が一層悪質・巧妙化する傾向が見られる。

なお、銃砲の摘発は、6件（対前年比150%）、押収量は、10丁（対前年比66%）となっている。

(2) 密輸事犯の概要

昨年の密輸事犯の特徴としては、商業貨物を利用した不正薬物の密輸摘発が相次いだことにより、押収量が大幅に増加したことが挙げられる。特に、カナダからの輸入製材に隠匿していた、

覚せい剤154キロ、大麻草279キロ、MDMA約68万8千錠を摘発した事犯

[右写真]は、複数の不正薬物を一度にかつ大量に密輸入しようとした過去に例を見ないものであった。押収した薬物の総重

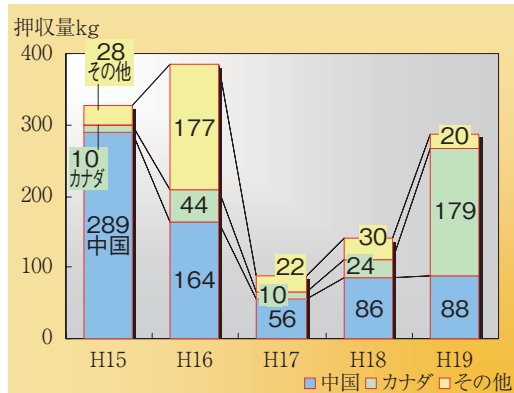
量は約640キロに及び、また、MDMAの一度の押収量として過去最高を記録した。

①覚せい剤密輸事犯の概要

覚せい剤の摘発件数は72件であり、このう

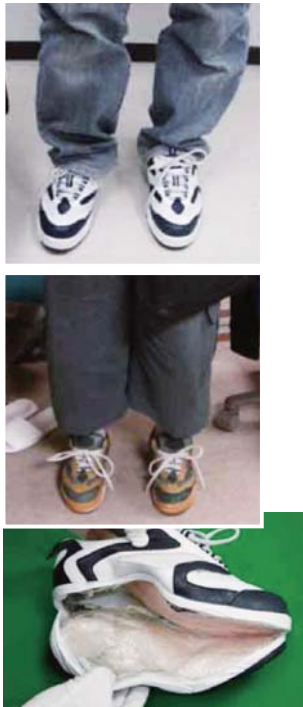


図1 覚せい剤の仕出地別押収量の推移



ち中国からの摘発は47件（構成比65%）と前年に続き最多であった。また、押収量は287キロであり、カナダからが179キロ（構成比62%）、中国からが88キロ（構成比30%）と、この2カ国で全押収量の92%を占めた。[図1参照]

摘発の事例として、未成年の子供を含む日本人親子連れが、中国から成田国際空港に帰国した際、それぞれ着用中の靴底内に覚せい剤を隠匿して密輸しようとした例が挙げられる。[右写真] 摘発した覚せい剤は約2キロに及んでおり、税関の検査官を油断させて検査をかいくぐろうとした過去に例のない悪質な手口である。



②大麻密輸事犯の概要

大麻・大麻樹脂の摘発件数は168件、押収量は491キロであり、そのうち大麻草の押収量が450キロと大麻全体の95%を占めている。大麻草の仕出国別に押収量を見ると、カナダ284キロ（構成比63%）、南アフリカ59キロ（構成比13%）、オランダ43キロ（構成比10%）であり、この3国で押収量の86%を占めている。

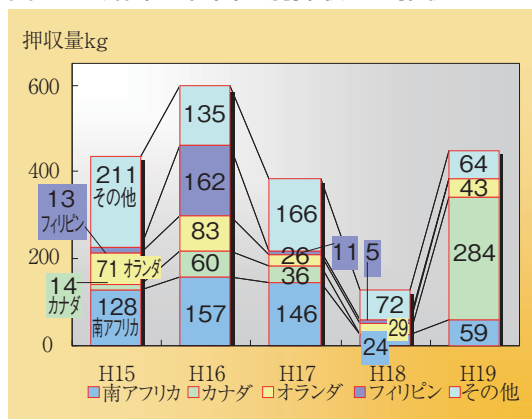
[図2参照]

カナダからの押収量が突出しているものの、南アフリカから（前年比245%）、オランダから（前年比148%）のものが、ともに押収量が大幅に増加している。

③MDMA 密輸事犯の概要

錠剤型合成麻薬であるMDMAの摘発件数は64件、押収量は131万5千錠といずれも過去最高を記録し、年間押収量が平成14年から平成18年までの5年間の押収量（約129万錠）を上回った。仕出国を見ると、カナダからが70万8千錠（前年の83倍）、オランダを中心とするヨーロッパからが52万9千錠（前年の

図2 大麻草の仕出地別押収量の推移



5倍)と共に大幅に増加し、これらで押収量全体の94%を占めたが、中国からの摘発も6万錠(前年の30倍)と増加した。[図3参照]

摘発事例としては、福岡空港でオランダからの大型ミキサーの輸入検査において、ミキサー内に隠匿していたMDMA約14万7千錠を摘発した事例が挙げられる。[右写真]



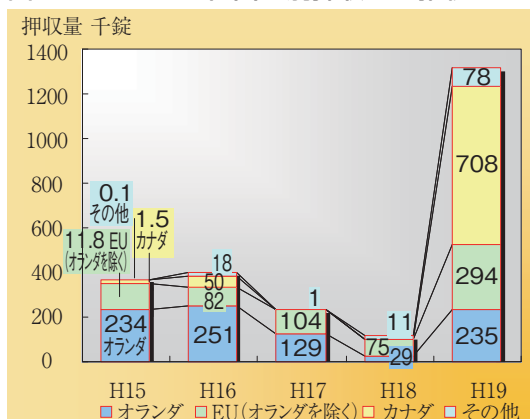
④けん銃密輸事犯の概要

けん銃の摘発件数は6件(前年比50%増)であり、前年に比べて増加したものの、押収量は10丁(対前年比33%減)と減少した。

摘発事例としては、ドイツから神戸中央郵便局に到着した国際郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していたけん銃1丁を摘発した事例が挙げられる。[上写真]



図3 MDMAの仕出地別押収量の推移



2. その他の密輸動向

以上に述べた不正薬物等のほかに、税関が犯罪調査を行った関税法違反事件を紹介する。

①ワシントン条約該当物品の密輸入事犯

マレーシアから大阪港に到着した大理石の輸入検査において発見した象牙約600本及び象牙の印材1万8千本の密輸入事犯



を摘発・告発した。[上写真]

このほか、ワシントン条約該当物品等のうち、生きている動物(276匹、11羽)を摘発・押収した。これらは、スローロリス等愛玩用の小型サルやカメ類、トカゲ類等で、主に航空機旅客の手荷物に隠匿して密輸されようとしたものであった。

②差額関税制度を悪用した関税ほ脱事犯

デンマークから冷凍豚肉を輸入する際に価格を偽って輸入申告し、関税約 59 億 6 千万円を不正に免れた事犯を摘発・告発した。

③偽造クレジットカードの密輸入事犯

中国から茨城県日立港に入港したカンボジア船籍の貨物船の中国人乗組員が偽造クレジットカードの原板（生カード）約



5 千 2 百枚を密輸入しようとした事犯を摘発・告発した。[上写真]

④知的財産権侵害物品密輸入事犯

中国から商標権を侵害するバッグ等約 2 万 9 千点を密輸入しようとした日本人男性らによる事犯を摘発・告発した。[上写真]



おわりに

以上のとおり、平成 19 年の税関における密輸摘発実績は、全体として前年を上回ったが、警察庁によると、国内の犯罪情勢は、覚せい剤事犯の検挙人員が増加し、暴力団等犯罪組織の活発な働きが見られ、銃器を使用した凶悪事件が増加するといった報告もなされており、依然として予断を許さない状況にある。

また、関税局・税関は、従来よりセキュリティ確保と国際物流の高度化に対応した税関手続きの実現に向けた施策に取り組んできており、今般、民間企業と税関とのパートナーシップを通じて、国際物流における安全確保と円滑化の両方を図るべく AEO（Authorized Economic Operators）制度を順次、導入してきている。

円滑な国際物流と人の往来を阻害することのないよう配慮しつつ、引き続き、関係業界や国民の方々に対して情報の提供をお願いするとともに、警察・海上保安庁等の取締関係機関との連携等を通じて、水際の効果的かつ効率的な密輸取締りの更なる強化に努めていくこととしている。

⑤北朝鮮関係事犯

北朝鮮からの輸入が禁止されている活あさりを中国産と偽って輸入申告をした輸入会社等を摘発・告発した。